令和元年6月第1回八街市議会定例会会議録(第1号)

.....

- 1. 開議 令和元年5月31日 午前10時00分
- 1. 出席議員は次のとおり
 - 1番 小川喜敬
 - 2番 山 田 雅 士
 - 3番 小澤孝延
 - 4番角麻子
 - 5番 鈴 木 広 美
 - 7番 小 菅 耕 二
 - 8番 石 井 孝 昭
 - 9番 桜 田 秀 雄
 - 10番 林 修 三
 - 11番 山 口 孝 弘
 - 12番 小 髙 良 則
 - 13番 川 上 雄 次
 - 14番 林 政 男
 - 15番 新 宅 雅 子
 - 16番 加 藤 弘
 - 17番 京 増 藤 江
 - 18番 丸 山 わき子
 - 19番 小 山 栄 治
 - 20番 木 村 利 晴

.....

- 1. 欠席議員は次のとおり
 - 6番 服 部 雅 恵

.....

- 1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり ○市長部局
- 議案説明者

市 長 北村新司 長 鵜 澤 広 司 副 市 総 務 部 長 大木俊行 総務部参事(事)財政課長 會嶋禎人 市 民 長 部 和田文夫 経 済 環 境 部 長 黒 﨑 淳 一

 建
 設
 部
 長
 江
 澤
 利
 典

 会
 計
 管
 理
 者
 声
 江
 澤
 利
 典

 国
 保
 年
 金
 課
 長
 田
 中
 和
 彦

 下
 水
 道
 課
 長
 中
 村
 正
 已

 水
 道
 課
 長
 海
 保
 直
 之

• 連 絡 員

 総務部参事(事) 秘書広報課長
 鈴木正義

 総務
 課長
 片岡和久

 社会福祉課長
 日野原広志

 農政課長
 相川幸法

 道路河川課長
 中込正美

○教育委員会

• 議案説明者

教 育 長 加曽利 佳 信
 教 育 次 長 関 貴美代
 教 育 総 務 課 長 川 名 弘 晃

○農業委員会

• 議案説明者

農業委員会事務局長 梅澤孝行

○選挙管理委員会

• 議案説明者

選挙管理委員会事務局長 片 岡 和 久

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 水村幸男 長 主 副 幹 中嶋敏江 主 查 須賀澤 査 主 嘉瀬順子 查 主 補 吉 井 博 貴 村 山 のり子 主 任 主 事

1. 会議事件は次のとおり

.....

.....

.....

.....

.....

○議事日程(第1号)

令和元年5月31日(金)午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 発議案の上程

発議案第2号

提案理由の説明

委員会付託省略、質疑、討論、採決

日程第4 議案の上程

議案第1号から議案第11号

提案理由の説明

請願第元-1号

紹介議員の説明

請願第元-2号

紹介議員の説明

日程第5 休会の件

〇議長 (木村利晴君)

おはようございます。本日、令和元年6月第1回八街市議会定例会はここに開会される運び となりました。

この定例会は発議案1件、議案11件、請願2件が提出されることになっています。慎重に 審議を尽くされ、市民の負託に応えられますよう期待しますとともに、議会運営につきまして てもご協力をお願いいたしまして、開会のご挨拶といたします。

ただいまから令和元年6月第1回八街市議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は19名です。議員定数の半数以上に達していますので、この定例会は 成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

最初に、地方自治法第121条の規定に基づく出席者は配付のとおりです。

次に、監査委員から、3月、4月予算執行分に係る例月出納検査報告書が提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、地方自治法第104条の規定により議会の代表として出席した会議等は配付のとおりです。

次に、本日から6月21日までの間、欠席の届け出が服部雅惠議員よりありました。 以上で報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第88条の規定に基づき、小菅耕二議員、鈴木広美議員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

この件については議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

〇林 政男君

令和元年6月定例会の会期等を協議するために、去る5月23日に議会運営委員会を開催し、 協議をいたしました。その結果についてご報告をいたします。

6月定例会に上程される案件は発議案1件、議案11件、請願2件であります。

次に、一般質問の通告が13人の方からありました。

これらの案件を審議するために6月の定例会は、お手元に配付してございます会期表のとおり、会期を本日から6月21日までの22日間と協議決定いたしました。

この会期等にご賛同を賜り、円滑な議会運営ができますように議員各位のご協力をお願い申し上げて、議会運営委員会の委員長報告といたします。

〇議長 (木村利晴君)

ただいまの委員長報告のとおり、この定例会の会期は本日から6月21日までの22日間と することにご異議ありませんか。

〇議長(木村利晴君)

ご異議なしと認めます。会期は22日間に決定しました。

日程第3、発議案の上程を行います。

発議案第2号の提案理由の説明を求めます。

〇丸山わき子君

発議案第2号につきまして、この内容は加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助の創設を求める意見書の提出についてであります。加齢に伴う難聴は、誰にでも起こり得るもので、65歳から74歳までは3人にひとり、また75歳以上で約半数が難聴に悩んでいるといわれております。難聴により音の刺激や脳に伝えられる情報量が少なくなることで脳の萎縮や神経細胞の弱まりが進み、それが認知症の発症に大きく影響をすることが明らかになってまいりました。

また、難聴のため、コミュニケーションをうまく取れなくなると、人との会話を避けるようになり、次第にこう鬱状態に陥ったり、社会的に孤立してしまう危険性もあります。補聴器を付け、よい聞こえを維持しなければ脳が活性化し、家族や友人とのコミュニケーションを楽しむことで認知症の予防につながる可能性が高くなりますが、補聴器はかなり高額であり、保険が適用されないため、購入者にとって大きな負担となっております。国は補装具費支給制度により、補聴器の購入に要した費用を一部支給しておりますが、制度の対象は身体障害者手帳の交付対象となる重度の高度難聴の場合に限られております。難聴を医療のカテゴリーで捉え、補助制度がある欧米と比べ日本は、障害者のカテゴリーで捉えて助成対象を絞り込んでいるため、補聴器所有率が圧倒的に低いといわれております。高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができるよう、高齢化の進展に伴い、増加が予想される加齢性難聴者に対する補聴器購入を支援する制度を創設するよう求める意見書であります。

それでは、読み上げまして提案とさせていただきます。

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書の提出について。 上記の議案を次のとおり、八街市議会規則第14条の規定により提出いたします。令和元年 5月31日提出。八街市議会議長木村利晴様。提出者八街市議会議員丸山わき子。賛成者八 街市議会議員京増藤江でございます。加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創 設を求める意見書案でございます。加齢性難聴は、誰でも起こる可能性があり、日本老年医 学会は75歳以上では7割以上が難聴になることを報告しています。日常生活に不便を来し、 新オレンジプランにおいて加齢性難聴は、コミュニケーションの減少によって鬱や認知症の 危険因子になることも指摘しています。日本の難聴者比率は、10.9パーセントと欧米諸 国に近似していますが、補聴器使用率は14.1パーセントであり、ドイツ34パーセント、 イギリス41.1パーセント、フランス30.4パーセント、アメリカ24.6パーセント と比較して低く、日本での補聴器の普及が求められます。しかし、日本において補聴器の価 格は方耳あたり概ね3万円から20万円であり、保険適用ではないために全額自費となっています。身体障害者福祉法第4条に規定される身体障害者の高度重度難聴の場合は、補装具費支給制度により1割負担、中程度以下の場合は購入後に医療費控除を受けられるものの、その対象者はわずかであり、約9割は実費で購入しており、特に低所得の高齢者に対する配慮が求められます。補聴器のさらなる普及で高齢になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに医療費の抑制にもつながると考えます。よって国において、加齢性難聴者の日常生活用具として欠かせない補聴器購入に対する公的補助制度を創設するよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。令和元年八街市議会議 長木村利晴、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、 厚生労働大臣宛であります。

以上です。ぜひ皆様、ご採択、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

〇議長 (木村利晴君)

お諮りします。ただいま議題となっています発議案第2号は、会議規則第37条第3項の規 定により委員会付託を省略し、直ちに質疑、討論、採決を行いたいと思います。ご異議あり ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(木村利晴君)

ご異議なしと認めます。

これから質疑を行います。発議案第2号に対しての質疑を行います。質疑はありますか。 (「質疑なし」と呼ぶ者あり)

〇議長 (木村利晴君)

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

発議案第2号の討論通告受付のためしばらく休憩しますので、休憩時間中に通告するよう お願いいたします。再開時刻は、事務局より連絡いたします。しばらく休憩いたします。

(休憩 午前10時20分)

(再開 午前10時29分)

〇議長 (木村利晴君)

再開します。

これから討論を行います。発議案第2号に対し、小菅耕二議員、京増藤江議員から討論の 通告がありますので順次、発言を許します。

最初に、小菅耕二議員の発議案第2号に対する反対討論を許します。

〇小菅耕二君

私は、発議案第2号、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見 書につきまして、意見を述べさせていただきます。

日本補聴器工業会によりますと、現在、日本では聴力が低下している人は約1千994万人、 人口の約15.2パーセントといわれ、高齢化とともにその数は増加すると推察されており ます。聴力低下の主な原因は、加齢であるといわれています。しかし、日本の推定難聴者人口は1千994万人のうち、自分の聴力の低下に気付いている人は、ほぼ半数の約53パーセントという数字もございます。補聴器のさらなる普及により、高齢者の生活の質を確保するとともに、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながるものと考えられます。しかしながら、県内及び市内の状況を把握した上で判断すべきものと考えますので、今回の意見書につきましては反対するものであります。

〇議長(木村利晴君)

次に、京増藤江議員の発議案第2号に対する賛成討論を許します。

〇京増藤江君

それでは、私は発議案第2号、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書の提出について、賛成討論をいたします。

高齢化が進展する中、高齢難聴者の補聴器購入に対する公的補助に強い関心が寄せられています。昨年12月、兵庫県議会では、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書が全会一致で採択されました。全国的にも市町村などで同様の要望書が出ており、東京23区では5つの区で独自の補助制度があるように、自治体レベルでの取り組みが始まっています。加齢性難聴者に補聴器購入に対する公的補助制度を創設することでコミュニケーションを活発にし、鬱や認知症などの防止に役立てることが必要である、この認識が強まっているわけでございます。難聴者率は、欧米と同程度でありながら日本の補聴器所有率が半分以下と極端に低い理由の第一は、補聴器が高過ぎることです。現在、国の補聴器購入への助成は、障害者手帳を持つ両耳の聴力レベルが70デシベルが対象で、具体的には40センチ以上離れると会話が聞き取れないという相当、重度、高度の難聴に限定され、多くの難聴者は対象外でございます。世界保健機構WHOは、放っておくと聴力がさらに低下し、認識できない音が増えていく、聴力が中程度の41デシベル以上を装着基準としています。さらに欧州諸国では、補聴器装着を医療の対象として手厚い公的補助をしています。障害者手帳を交付されない中等、軽度の難聴者に早く対応することは、認知症や鬱病などへの進行を防ぎ、医療費を抑える効果があります。

また、政府方針も高齢者の社会参加や再雇用などを求めており、補聴器は高齢者の社会参加の必需品であることからも早急な対応を求め、賛成討論といたします。

〇議長 (木村利晴君)

ほかに討論、通告はありません。これで討論を終了します。

これから採決を行います。

発議案第2号、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書の提出についてを採決します。

この発議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

〇議長(木村利晴君)

起立少数です。発議案第2号は否決されました。

日程第4、議案の上程を行います。

議案第1号から議案第11号、請願第元年-1号及び請願第元年-2号を一括議題とします。 ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長 (木村利晴君)

ご異議なしと認めます。

議案第1号から議案第11号の提案理由の説明を求めます。

〇市長(北村新司君)

本日ここに令和元年6月第1回八街市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様に おかれましては、ご多用の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

提案いたしました議案の説明に先立ちまして、ご報告させていただきます。本年4月、東京都庁全国観光PRコーナーにおいて八街市が出店した際、販売した「こんにゃくてっぽう」の一部に賞味期限切れの商品が含まれていた事実が判明いたしました。お買い上げいただいたお客様をはじめとした消費者の皆様、場所を提供していただいた東京都の皆様、市民の皆様に対し、多大なるご迷惑とご心配をおかけしたことを深くおわび申し上げます。今後、二度とこのようなことがないよう、再発の防止を徹底してまいります。

以上、ご報告申し上げます。

それでは、提案いたしました各議案についてご説明申し上げます。

本定例会に提案いたしました案件は、条例の改正8件、市道の認定、令和元年度八街市一般 会計補正予算、協議案1件の合計11議案でございます。

議案第1号は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税 法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてで ございます。これは、10月1日に予定されている消費税等の改正に伴い、消費税等分を考 慮して定められている施設の使用料等の料金改定について、所要の改正をしようとするもの でございます。

議案第2号は、八街市職員の勤務の時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方などを目的とした、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が本年4月に施行されたことに伴い、時間外勤務の上限等を規定するため、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第3号は、八街市税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、 地方税法等の一部改正に伴い、個人住民税の基礎控除、法人市民税の電子申告、たばこ税の 税率及び軽自動車税の経過措置等について、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第4号は、八街市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。 これは、屋外広告物の許可手数料について、所要の改正をしようとするものでございます。 議案第5号は、八街市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につ いてでございます。これは、公民館運営審議会委員の定数について、所要の改正をしようと するものでございます。

議案第6号は、八街市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、放課後児童健全育成事業の設備 及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第7号は、八街市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定 についてでございます。これは、朝陽小学校内に児童クラブを移設することに伴い、所要の 改正をしようとするものでございます。

議案第8号は、八街市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、低所得者の介護保険料軽減対象の拡充に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第9号は、市道路線の認定についてでございます。これは、開発行為により帰属を受けた道路、JR榎戸駅の整備に伴う西口駅前ロータリー及び東西自由通路の3路線を、市道として認定するものでございます。

議案第10号は、令和元年度八街市一般会計補正予算についてでございます。この補正予算は、既定の予算に4千741万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を218億9千898万4千円とするものでございます。歳入につきましては、国庫支出金としてプレミアム付商品券事務費補助金など1千252万7千円の増。県支出金として、風しんワクチン接種補助事業費補助金62万5千円の増、諸収入として、コミュニティー助成事業助成金1千750万円の増が主なものでございます。歳出につきましては、総務費として地域集会施設の建設費用など2千436万円の増。民生費として、プレミアム付商品券発行事業費など1千333万7千円の増、衛生費として、風しんワクチン接種補助事業費補助金など811万5千円の増、消防費として、佐倉市八街市酒々井町消防組合八街南部出張所建て替えに伴う用地の測量業務委託料など160万1千円の増が主なものでございます。

議案第11号は、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでございます。 これは、千葉県市町村総合事務組合の組織団体が解散したことにより、団体数が減少することに伴う組合規約の変更について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上で提出いたしました議案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、可決くださるようお願い申し上げます。なお、議案ではございませんが、平成30年度繰越明許費及び事故繰越につきまして、議案と一緒にお配りしてございます。繰越計算書をもって報告にかえさせていただきます。

〇議長 (木村利晴君)

次に請願第元年-1号の紹介議員の説明を求めます。丸山わき子議員。

〇丸山わき子君

それでは、請願第元年-1号でありますが、後期高齢者の窓口負担の原則1割負担の継続をという請願についてであります。財務省は先月、23日に開かれました政府の財政制度等審議会で、75歳以上の後期高齢者医療制度の窓口負担の1割から2割への引き上げなどを示しています。総務省の2017年、家計調査報告では高齢者夫婦世帯で毎月の生活費が5万5千円不足し、貯金を取り崩さざるを得ず、また、厚生労働省の2016年国民生活基礎調査では、貯金なし高齢者世帯が15.1パーセントに上っていることを紹介しています。こんな実態であるにもかかわらず、今年10月からは消費税増税とともに低所得者の保険料、特例軽減措置を容赦なく廃止しようとしています。さらに窓口2割負担となれば、生活を圧迫し、必要な医療を受けられない受診抑制が深刻化されると懸念されるところであります。年金も目減りするなど、高齢者の生活苦が続く元で新たな負担増は、格差と貧困に拍車をかけることになります。こうしたことから、八街市議会が国に対し意見書を提出するよう求めている請願であります。

それでは、読み上げまして請願といたします。

請願文書表、受理番号請願第元年-1号。受理年月日令和元年5月14日。件名、後期高齢者の窓口負担の原則1割負担の継続を求める請願。請願者は八街市大谷流857-5、全日本年金者組合八街支部支部長、安西茂夫さん。紹介議員、私、丸山わき子。請願の要旨は下記のとおりであります。請願書件名、後期高齢者の窓口負担の原則1割負担の継続を求める請願。請願趣旨、経済的な理由により必要な受診ができない高齢者が増えています。総務省の平成29年、家計調査報告によると高齢夫婦無職世帯では、生活費などが毎月5万5千円不足し、貯金を取り崩して生活をせざるを得ない状況が明らかです。

また、平成28年、国民生活基礎調査では、貯金なしの高齢者世帯は15.1パーセントに上るという実情です。こうしたもとで平成30年6月15日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018」(骨太方針2018)では、世代間の公平性や制度の持続性確保の観点から、後期高齢者の窓口負担のあり方について検討するとされました。具体的には、後期高齢者の医療費窓口負担を原則1割から2割にする議論が始まっています。年金収入も減る中、後期高齢者の窓口負担の原則2割化は、治療が長期にわたる高齢者の生活を圧迫し、必要な医療が受けられない事態が深刻化します。全国保険医団体連合会が実施した2015年受診実態調査の全国集計では、回答した医療機関の73パーセントが後期高齢者の患者窓口負担の原則2割への引き上げは、受診抑制につながると回答しています。厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会でも2割化によって受診抑制が広がるなど、懸念の声も出されています。また、高齢者の負担増は介護に携わる現役世代の生活をも圧迫することになり、全世代に多大な影響を与えます。

以上の趣旨により、下記事項について請願いたします。請願事項1. 国と関係省庁に対し、 後期高齢者の窓口負担の見直しにあたり、原則1割負担の継続を求める意見書を提出してく ださい。

以上、地方自治法第124条の規定に基づき請願いたします。令和元年5月14日、八街市

議会議長木村利晴様。

以上です。ぜひ皆様の慎重なご検討をいただきまして、ご採択いただきますようよろしく お願いいたします。

〇議長 (木村利晴君)

次に、請願第元年-2号の紹介議員の説明を求めます。

〇京増藤江君

それでは、私は、請願第元年-2号、乗合タクシーの早期実現を求める会から出されております国の補助金対象である交通政策基本法に基づいて、乗合タクシーの早期実現を求める請願書の説明をさせていただきます。

受理年月日は、令和元年5月16日。件名は、国の補助金対象である交通政策基本法に基づいて、乗合タクシーの早期実現を求める請願です。請願者は八街市山田台191、乗合タクシーの早期実現を求める会、会長金坂英敏さんです。紹介議員は丸山わき子議員と、私、京増でございます。

それでは、若干の説明をさせていただきます。昨年の12月議会において、乗合タクシーの早期実現を求める会が提出いたしました乗合タクシーの早期実現を求める請願が否決されたことは、非常に残念です。否決はされましたけれど、高齢者外出支援タクシー利用助成制度が開始され、利用しやすい地域の高齢者の利用度の高さから利用度が高いことを見ても、便利な制度がいかに待たれていたかを物語っております。このことからも、どこに住んでしても安い料金で、誰もが利用できる乗合タクシーが早期に必要なことは明らかです。乗合タクシーの早期実現を求める会では、昨年、それぞれの議員のお宅に訪問し、今回も請願の提出にあたり各会派長の方に話し合いの申し入れをしたと伺っております。交通弱者の足を確保するために、乗合タクシーの早期実現を求める会の皆さんが地域の方々の切実な要望、意見を粘り強く組み上げ、議会に請願を提出するこのような行動は現在、八街市が進めている協働の街づくりの理念にも合致しているというふうに思います。

それでは、続きまして、請願書を読み上げさせていただき、説明とさせていただきます。

令和元年6月定例会に提出されました請願第元年-2号でございます。受理年月日、令和元年5月16日。件名、国の補助金対象である交通政策基本法に基づいて、乗合タクシーの早期実現を求める請願。請願者、八街市山田台191、乗合タクシーの早期実現を求める会会長金坂英敏さん。紹介議員、丸山わき子議員、そして私、京増藤江でございます。請願の要旨、下記のとおりです。請願書、件名、国の補助金対象である交通政策基本法に基づいて乗合タクシーの早期実現を求める請願。請願趣旨、先月、都内池袋で起きた高齢者運転による交通事故は、また起きてしまったかという思いと、自分だけはそうなりたくないと考えさせられた多くの高齢者の方がいたことでしょう。ニュース解説でも免許を返納すればよかったのにと他人は言うけれど、それに替わる代替のものがない中では返納は進みません。まずは、受け皿づくりをすることが第一ですと報道していました。八街市では、平成28年度末26パーセント、平成29年度末28.11パーセント、平成30年度末では29.26パーセ

ントと急激に高齢化率が高くなっています。高齢により頭も身体も弱くなっていくのは当た り前のことです。私たちは、自然豊かな八街市を終の住処として全うしたいという思いで転 居してきました。しかし今、その決心が揺らいでいる多くの人がいます。これは転居者だけ ではなく、この地で生まれ育った高齢者にも同じことが言えます。年を取って自分で車が運 転できなくなったら、ここには住めない、障害児の子育て中のお母さんからは、若くても運 転できない人にとっては大変不便、バスも少なくなってしまったと、悲鳴にも聞こえる声が 寄せられました。現在、市が行っている高齢者外出支援タクシーでは、そもそもの対象者が 少ないこと、全高齢者の35パーセントにしかなっていないこと、対象者の中でも利用者は 極端に少なくなっていること、7千人の内、21パーセント強、そして南北に長い当市では、 他市境界線近くに住む人にとっては、自己負担額が多くて少ない年金暮らしの高齢者にとっ ては、利用しきれないという3つの悪条件になっています。全ての交通弱者を救うためには、 国の交通政策基本法に基づいて、乗合タクシーの実施以外には解決策はありません。①ドア ツードアのタクシーであること。②だれでも乗れること。③安価であることのタクシーの実 現を目指して、ご採択していただけるよう請願致します。請願事項1. 国の補助金対象であ る交通政策基本法に基づいて、乗合タクシーを早期に実現して下さい。 2. 当面、ふれあい バスと高齢者外出支援タクシーの乗継で、高齢者の自力移動を可能にするため、南北にタク シーステーションを設置して乗継をしやすくして下さい。3. 当面、通院に限り、市外へも 利用限度額内で現行の高齢者外出支援タクシーの利用を認めてください。

以上、地方自治法第124条の規定に基づき請願いたします。令和元年5月16日、八街市 議会議長木村利晴様。

以上でございます。ご審議いただきまして、採択していただきますようよろしくお願いいたします。

〇議長(木村利晴君)

日程第5、休会の件を議題とします。

明日、6月1日から4日までの4日間は、議案調査及び休日のため休会したいと思います。 ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長 (木村利晴君)

ご異議なしと認めます。明日、6月1日から4日までの4日間は、休会することに決定しま した。

本日の日程は全て終了しました。

本日の会議はこれで終了します。

6月5日は午前10時から本会議を開き、市政に対する一般質問を行います。

議員の皆様に申し上げます。6月11日に議案に対する質疑を予定していますので、質疑のある方は6月6日、午後1時までに通告書を提出するようお願いいたします。なお、所属する常任委員会の所管する議案については、質疑を避けるようお願いいたします。

この後、市議会だより掲載用の写真撮影を議場で行います。その後、集合写真撮影を行いますので市役所玄関前にお集まりください。写真撮影終了後、議員親睦会役員会を開催しますので、関係する議員は第2会議室にお集まりください。議員親睦会役員会終了後、広聴広報特別委員会を開催しますので、関係する議員は第2会議室にお集まりください。

ご苦労さまでした。

(散会 午前11時00分)

○本日の会議に付した事件

- 1. 会議録署名議員の指名
- 2. 会期の決定
- 3. 発議案の上程

発議案第2号

提案理由の説明

委員会付託省略、質疑、討論、採決

4. 議案の上程

議案第1号から議案第11号

提案理由の説明

請願第元-1号

紹介議員の説明

請願第元-2号

紹介議員の説明

5. 休会の件

.....

- 発議案第2号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書の提出について
- 議案第1号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第2号 八街市議員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第3号 八街市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第4号 八街市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第5号 八街市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第6号 八街市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例の制定について
- 議案第7号 八街市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第8号 八街市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第9号 市道路線の認定について
- 議案第10号 令和元年度八街市一般会計補正予算について
- 議案第11号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 請願第元-1号 後期高齢者の窓口負担の原則1割負担の継続を求める請願
- 請願第元-2号 国の補助金対象である交通政策基本法に基づいて乗合タクシーの早期実現を求める